

くすりについて保護者へのお願い

呉市子育て施設課・原保育園

くすりの取り扱いをより安全にするため、次の事項にご協力をお願いします。

お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と保育園での話し合いのうえ、保育園の職員が保護者に代わって与えます。

この場合は、下部「くすりの連絡票」に必要事項を記載して保育園職員に手渡してください。（予備の用紙は保育園にあります。原保育園のホームページからもダウンロードできます。）

- ・医師の診察を受けるときは、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用はできないことをお伝えください。
- ・くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局が調剤したものに限ります。
(ぬりぐすりも同様)
- ・保護者の個人的な判断で持参したくすりは保育園としては対応できません。
- ・座薬の使用は行いません。
- ・慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における与薬や処置については、保育所保育方針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または屈託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要とされています。

持参するくすりについて

- ① 医師が処方したくすりに必ず「くすりの連絡票」をつけてください。
- ② 服用するくすりは1回ずつ分けて、当日分のみ持参してください。
- ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

キ リ ト リ

くすりの連絡票 原保育園

月	日 (曜日)	園児名	(組)
保護者名		連絡先	
病院名			
病名 (症状)			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他 ()		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬 ()		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定 (時頃)		
注意事項	あり ()・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			

くすりの連絡票 原保育園

月	日 (曜日)	園児名	(組)
保護者名		連絡先	
病院名			
病名 (症状)			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他 ()		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬 ()		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定 (時頃)		
注意事項	あり ()・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			